

奈良県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十一号

奈良県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

奈良県営自転車競走実施規則（昭和四十年十二月奈良県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一号中「奈良県営奈良競輪」を「奈良県営何々競輪」に改める。

第七条第一項第二号中「一人」を「若干人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。